

平成16年度第6回岐阜県事業評価監視委員会議事概要書

平成16年9月9日(木)

13:15~16:30

全建総連厚生会館 5階大議室

【委員会の開催状況】



【各委員の発言の様子】





開会の挨拶（宇野 参事兼工事検査室長）

議 事

1 議事概要書署名委員の指名

- ・委員長より、宮城委員、森川(正)委員、岡田委員を署名委員として指名。

2 再評価実施個所の詳細説明及び審議について

① 農業農村整備事業[農村環境室所管分]

- ・再評価箇所 飛騨市 農業集落排水事業(吉田・上村地区)

- ・説明者 洞垣 飛騨市神岡振興事務所建設水道課長

〈審議内容〉

Q) B/Cの算出について、用水の反復利用や汚泥の農地還元の項目がありますが、この地区で実施していますか。

A) 汚泥については、本事業では農地還元ではなく焼却処分する計画です。

Q) コスト縮減として処理場から遠い所は合併処理することとしたが、どのように区分けしたのですか。

A) 下水管で処理する場合と、合併処理をする場合とで経済的に比較して決めました。

Q) それは、当初計画を変更したのですか。

A) 当初計画から考慮していましたが、事業採択後詳細設計を行うなかでコスト縮減策として合併処理を行うこととしました。

Q) 「B/Cの算出基準が適切になった」との説明がありましたが、どういう意味ですか。

A) 事業の進捗に伴い明確な数値により計算が可能になったということです。

Q) 事業効果の項目に「農業用水の水質改善により農作物被害が軽減される」とありますが、用水と排水は別なのではないですか。

A) 一部の地域では、混在しています。

Q) 市道の改良と管路布設工事はタイミング良く一体的に施工し、コスト縮減が図られたようですが、農免農道との調整はできましたか。

A) 県事業であるため、タイミングが合わないものもありました。

〈審議結果〉

飛騨市 農業集落排水事業(吉田・上村地区)の再評価は、適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針(継続)を了承する。

② 農業農村整備事業[農村環境室所管分]

- ・再評価箇所 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(古川南部2期地区)

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(下呂中央地区)

ふるさと農道緊急整備事業(名森地区)

- ・説明者 前田 農村環境室長

〈審議内容〉

【農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(古川南部2期地区)について】

Q) 農林漁業用揮発油税の税率は、何%ですか。

A) 1リットル当たり48.6円です。

Q) 受益区域での生産物は、リンゴ・桃・ほうれん草との説明がありましたが、主な出荷先はどこですか。また、生産量は増えているのですか。

- A) 飛騨市内や岐阜市近郊です。生産量は、リンゴが約150t、桃が約100tの実績があり、増えています。
- Q) この事業の後に、現在未採択の第3期事業があるとのことですが、第3期分が完了しないと事業効果は出ないのではありませんか。
- A) この事業は、路線全体を3工区に分けています。2期事業が完成しても、最後の3期事業が完成して路線全体が開通しないと、効果は発現できない状態です。3期の見通しについては、平成18年に着手し、6カ年の予定で完成する計画です。
- Q) 三位一体改革の税源移譲の問題もあり、今後事業継続実施の見込みについてはどう考えていますか。
- A) 農免に関しては、委譲の対象になっていないが、今後は事業費の減少は避けがたいこともあり、優先度の付け方に配慮が必要だと考えています。
- Q) 採択基準に、「10年後自動車日交通量がおおむね100台以上であり、かつ交通量の過半数が農業に関するものであること」とありますが、基準が甘いではありませんか。また、農業関係以外の交通を効果に含んでいますか。
- A) 採択基準では、日交通量100台以上となっていますが、この箇所については、一日当たり1,694台で、うち農業関係車両を961台と推計しています。

【農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(下呂中央地区)について】

- Q) 全体延長が1.4kmで、事業費が14億円となっていますが、他と比べてキロ当たり単価が高くありませんか。
- A) 地形が急峻であり、橋梁が8橋あるのと、さらに計画区間の地質が悪いため、法面処理などにアンカー工を要したため、費用が高くなっています。
- Q) 事業着手後10年を経過して進捗率が57.9%となっていますが、何か停滞する原因があったのですか。また、あと2年で完成となっていますが余程の進捗が期待できるのですか。
- A) 着手後3年間は用地交渉が難航して、工事が出来なかった経緯があります。また、事業の進捗については、国の補助事業としては、あと2年ですが事業の完成は難しい状況です。
- 意見) 民間なら、3年間も事業が遅れると膨大なコストの増大が見込まれます。公共事業においては、予算を他に回しているのが有効にお金を使っているのかもしれませんが、事業が遅延することによるコスト増大について、事業者として意識して欲しい。
- Q) 事業延長が1.4kmで短いため、走行経費節減効果や一般走行経費節減効果は少ないと思いますが、便益はあるのですか。
- A) この事業区間だけでなく、路線全体の4.5kmによる効果を便益に計上しています。

【ふるさと農道緊急整備事業(名森地区)について】

- Q) 快適性向上効果と安全性向上効果をCVM(仮想評価法—アンケートを用いて環境の値段を評価する手法)により便益算定していますが、1人当たりの効果期待額はいくらですか。
- A) 各集落毎に1戸当たり平均して、1,000~2,800円/月です。また、多いところでも、3,000円/月程度です。
- Q) 事業が遅延されたことによるコスト増は大きいと思いますが、具体的にどういったものがありますか。
- A) 県の場合では、未供用に伴う維持管理費です。
- Q) CVMによる期待効果は、全線開通が前提条件ですか。また、道路が全線開通出来なかった場合のCVMは調査していますか。

A)調査は事業着手前に実施しましたので、全線開通が前提です。また、調査は着手前のみです。

Q)CVMによる効果算定は、ふるさと農道にのみ加算するのですか。

A)ふるさと農道は、集落間を結ぶ道路の整備が目的なので、快適性や安全性の効果を計上しています。

Q)用地買収が出来なかった事業について詳しく説明してください。

A)地権者は高齢で、遠方にしか身寄りのない独居老人です。特別の反対理由はなく住んでいる家を出たくないということです。本人と接触しようにも電話に出て頂けないし、訪問しても会ってもらえない状況です。

Q)迂回することによる時間ロスは、約2分となっていますが、路線全体に対する割合は大きいのではないですか。よって路線全体が開通しないのに中止するのはおかしいと思いますが。

A)2分間のロスとしては、5,700万円です。

Q)このまま永久に中止とするのは、道路行政としておかしいではありませんか。委員会として了承することは難しいと思います。詳細の説明をお願いします。

A)これは、受益者である地元や安八町役場と協議した結果です。今後情勢の変化があった時には、今回残った区間を町として実施することを町が約束しています。

Q)県事業としては、とりあえず中止するということですか。

A)そうです。

〈審議結果〉

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(古川南部2期地区)、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(下呂中央地区)の再評価は、適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針(継続)を了承する。

ふるさと農道緊急整備事業(名森地区)の再評価は、適正に実施されていることを確認したが、将来的には地元町が引きついで事業を完成させるという前提のもとに、事業主体の対応方針(中止)を了承する。

③ 農業農村整備事業[農村環境室所管分]

・再評価箇所 中山間地域農村活性化総合整備事業(揖斐西部地区)

・説明者 前田 農村環境室長

〈審議内容〉

Q)若年層への農業の定着については、どのような効果を発現していますか。

A)20代から30代の人口は、平成2年が1,585人、平成7年が1,451人、平成12年が1,714人と増えています。

〈審議結果〉

中山間地域農村活性化総合整備事業(揖斐西部地区)の再評価は、適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針(継続)を了承する。

④ 林道事業[森林整備室所管分]

・再評価箇所 ふるさと林道緊急整備事業(宮谷～金坂)

森林居住環境整備事業(三倉～上ヶ流)

ふるさと林道緊急整備事業(飛水)

・説明者 太田 森林整備室長

〈審議内容〉

【林道事業全体について】

- Q) 環境に負荷をかけるということで、このままがいいのではないかと考えていましたが、説明を聞いて納得しました。今回の台風で被害はありましたか。
- A) 風によって樹木が倒れる被害について大規模なものは報告を聞いていません。ただ、雨で山の法面が崩壊し、それに伴って木が倒れたという被害はありました。
- Q) 水源涵養、環境保全について、いずれも効果に加算されるのですか。
- A) 加算されます。ウェイトが地区によって異なる場合があります。
- Q) 間伐等を行うことで、効果の数字は異なりますか。
- A) 道ができて、森林整備が促進されて効果が出るという点で異なります。

【ふるさと林道緊急整備事業(宮谷～金坂)について】

- Q) 分収造林地について、県公社と収益を按分するということでしたが、公社の収益はインフラ整備に当てられるのでしょうか。また、平成13年度の森林・林業基本法以前からの制度ですか。
- A) 造林に伴ってももちろん投資もありますが、あくまで収益について按分します。また、制度については、平成13年度以前からの制度です。
- Q) 起点と終点はどこですか。
- A) 起点は、国道157号線の神海、終点は外山です。
- Q) 残っている事業が1,000m近くありますが、事業費が多くかかる箇所ですか。
- A) 残り960mです。特に事業費がかかる箇所ではありません。3年くらいで事業完了できると思います。
- Q) 幅員が5mから4mに変更になることはありますか。
- A) ありません。

【森林居住環境整備事業(三倉～上ヶ流)について】

- Q) コスト縮減策としての「メタルロード」とは何ですか。
- A) 地山(岩盤)に穴をあけて鋼製杭を埋め込み、鋼製のケタをのせてコンクリート板を置き、その上にアスファルト舗装をするものです。普通の橋は、両端にコンクリート製の橋台を造り、橋が長い場合は、間に橋脚を造ります。しかし本現場は、岩が多く、大量の岩を掘削しなくてはならなくなるため、メタルロードを採用しました。このため地山の形質変更を少なくすることが可能となりました。
- Q) 冬は凍結することが懸念されますが、対策は何か講じていますか。
- A) 特に講じていません。

【ふるさと林道緊急整備事業(飛水)について】

- Q) 国道41号線の抜け道として、一般交通量が増える可能性があります。センターラインがない幅員5mの道路で大丈夫でしょうか。道路交通法等の対象になりますか。林道整備としては、一般道と基準も違うと思いますが、林道以外で整備してはどうでしょうか。
- A) 大型車と普通車となら、徐行すればすれ違えます。大型車同士や、スピードが出ていれば、すれ違うのは難しくなります。なお、この道路は公安委員会の規制の対象となります。現状では、あくまで生活道路としての利用が見込まれるということで、林道事業において実施します。
- Q) 交通量が増えた場合の対策は何かありますか。
- A) 今後、大幅に交通量が増えれば、警察と協議の上、林業関係以外の大型車等の規制をかけることも考えられます。

Q)事業目的に多面的機能の維持増進がありますが、地域の受益者が具体的に何か取り組んでいるのですか。

A)一般的な林道事業についていっているものであり本工区において、特に何か取り組んでいるわけではありません。

Q)L型擁壁は、地崩れのためですか。

A)間接的には地崩れを防ぐことに効果があると思いますが、路面を支えるためのものです。

〈審議結果〉

ふるさと林道緊急整備事業(宮谷～金坂)、ふるさと林道緊急整備事業(飛水)、森林居住環境整備事業(三倉～上ヶ流)の再評価は、適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針(継続)を了承する。

⑤ 林道事業[森林整備室所管分]

・再評価箇所 武儀町 森林環境保全整備事業(寺谷～西ヶ洞)

郡上市 森林環境保全整備事業(鎌辺～明山)

明智町 森林環境保全整備事業(カヤノ)

・説明者 武儀町 林農林課長

郡上市 井上 明宝地域振興事務所基盤整備課長

明智町 熊田 基盤整備課長

〈審議内容〉

【武儀町 森林環境保全整備事業(寺谷～西ヶ洞)】

【郡上市 森林環境保全整備事業(鎌辺～明山)】

【明智町 森林環境保全整備事業(カヤノ)】

〈共通質問〉

Q)林業の振興のために林道整備事業はどのように役だっていますか。林道開設以外の施策は何かあるのですか。

A)外材との競合で山離れが起きていますが、経済的な面以外でも公益的機能の維持増進は重要な全国的課題です。林業に対する施策として、林道の整備によって、木材の搬出が容易になることや、高性能林業機械の導入が容易になること等により大幅にコストダウンが可能になります。

いくつかの森林整備に対する補助事業なども行っているところです。また、治山事業として直接的に国土を保全する防災的工事も行っております。

Q)林道などのインフラ整備を拡充することにより以前のように産業として復活する可能性はありますか。

A)過去に行ってきた、植林や間伐などの手入れにより、確実に木材は蓄積されており伐採の時期を迎えている。伐出にあたっては、人件費をはじめとしてコストが非常にかかるが、林道整備によりコストダウンがはかれること、さらには支線(作業道)を延伸することにより、一層の活用が図れるため引き続き推進していきたい

Q)現在生産された木材は、どの程度外材と対抗できているのですか。

A)ヒノキは十分採算性が上がっている。スギについては、外材より安い、その分売り安いという面もあり、将来的にそれほど悲観するものではないと考えています。

〈審議結果〉

武儀町 森林環境保全整備事業(寺谷～西ヶ洞)、郡上市 森林環境保全整備事業(鎌辺～明山)、明智町 森林環境保全整備事業(カヤノ)の再評価は、適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針(継続)を了承する。

3 審議の統括

本日審議した各事案については、事業主体の対応方針を了承することを確認した。

閉会の挨拶 (宇野 参事兼工事検査室長)